

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月26日

【四半期会計期間】 第29期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社ホロン

【英訳名】 HOLON CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 田 純

【本店の所在の場所】 埼玉県所沢市南永井1026-1

【電話番号】 04-2945-2951

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 菅 野 明 郎

【最寄りの連絡場所】 埼玉県所沢市南永井1026-1

【電話番号】 04-2945-2951

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長 菅 野 明 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年11月14日に提出いたしました第29期第2四半期（自平成25年7月1日 至平成25年9月30日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、訂正後の四半期財務諸表について、アーク監査法人により四半期レビューを受け、その四半期レビュー報告書を添付しております。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移

第2 事業の状況

3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(3) キャッシュ・フローの分析

第4 経理の状況

1 四半期財務諸表

(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書

注記事項

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(訂正前)

回次	第28期 第2四半期 累計期間	第29期 第2四半期 累計期間	第28期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,612	15,630	3,096
～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	130,452	557,007	264,523

(訂正後)

回次	第28期 第2四半期 累計期間	第29期 第2四半期 累計期間	第28期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,612	95,630	3,101
～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～	～(省略)～
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	110,452	457,002	244,519

第2【事業の状況】

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(訂正前)

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ、292百万円増加し（前第2四半期累計期間は149百万円の減少）、557百万円となりました。

～省略～

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は15百万円（前第2四半期累計期間に使用した資金は1百万円）となりました。これは、無形固定資産の取得による支出が15百万円あったことなどによります。

(訂正後)

(3) キャッシュ・フローの分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ、212百万円増加し（前第2四半期累計期間は149百万円の減少）、457百万円となりました。

～省略～

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は95百万円（前第2四半期累計期間に使用した資金は1百万円）となりました。これは、定期預金の預入による支出が80百万円、無形固定資産の取得による支出が15百万円あったことなどによります。

第4【経理の状況】

1【四半期財務諸表】

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(訂正前)

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	178	135
無形固定資産の取得による支出	-	15,495
敷金及び保証金の差入による支出	1,434	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,612	15,630
～(省略)～		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	149,884	292,483
現金及び現金同等物の期首残高	280,337	264,523
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 130,452	1 557,007

(訂正後)

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	80,000
有形固定資産の取得による支出	178	135
無形固定資産の取得による支出	-	15,495
敷金及び保証金の差入による支出	1,434	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,612	95,630
～(省略)～		
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	149,884	212,483
現金及び現金同等物の期首残高	260,337	244,519
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 110,452	1 457,002

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

(訂正前)

前第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成25年9月30日現在)
現金及び預金勘定 130,452千円	現金及び預金勘定 557,007千円
3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資 千円	3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資 千円
現金及び現金同等物 <u>130,452千円</u>	現金及び現金同等物 <u>557,007千円</u>

(訂正後)

前第2四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成25年9月30日現在)
現金及び預金勘定 130,452千円	現金及び預金勘定 557,007千円
預入期間が3か月を超える定期預金 及び担保に供している定期預金 <u>20,000千円</u>	預入期間が3か月を超える定期預金 及び担保に供している定期預金 <u>100,004千円</u>
現金及び現金同等物 <u>110,452千円</u>	現金及び現金同等物 <u>457,002千円</u>

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年6月26日

株式会社ホロン
取締役会 御中

アーク監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 淳一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 上田 正樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホロンの平成25年4月1日から平成25年9月30日までの第29期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年7月1日から平成25年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る訂正後の四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホロンの平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

四半期報告書の訂正報告書の提出理由に記載されているとおり、会社は、四半期財務諸表を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の四半期財務諸表に対して平成25年10月21日に四半期レビュー報告書を提出した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上